

令和3年1月28日

関係団体 御中

農林水産省生産局総務課

マイナンバーカードの取得に向けたQRコード付き交付申請書の利用について
(協力依頼)

政府では、令和4年度末に、ほぼ全ての国民がマイナンバーカードを取得することを目指し、その普及に全力を挙げて取り組むこととしております。このため、令和2年11月から令和3年3月まで、まだマイナンバーカードをお持ちでない方へ、地方公共団体情報システム機構から、QRコード付き交付申請書（以下「交付申請書」という。）が順次送付されることになっております。

マイナンバーカードは、公的な本人確認書類になる他に、本年3月末までに申請いただければ、本年9月末までにマイナポイントの申込み及び申し込んだキャッシュレス決済サービスを用いてチャージ又は決済を行うことでマイナポイント（上限：5,000円分）を取得することができるようになります。また、本年3月から健康保険証としての利用が始まるなど、ますます便利なカードになります。さらに、マイナンバーカードの健康保険証利用は、企業の健康保険に係る事務のコスト縮減につながることを期待されます。

当該交付申請書は、右下にあるQRコードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単にできるものとなっております。

貴団体におかれましては、既に従業員及び会員事業者に対してマイナンバーカードの積極的な取得について要請を行っていただいているところですが、今般の交付申請書の送付及び交付申請書を活用したカードの申請につきましても、従業員及び会員事業者に対し周知いただきますようお願いいたします。

なお、会員事業者に対してはできる限り速やかに周知をお願いいたします。

記

- 1 地方公共団体情報システム機構からの送付物については、以下のホームページを御参照ください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/sofubutsu/>

- 2 会員事業者に対する周知に係る通知のひな形を用意しましたので、御活用ください（別添）。

通知のひな形は、そのまま、貴団体の会員様へ発出いただけるよう、作成しています。御自由に御活用ください。なお、貴業界や貴団体等の実態にかんがみ、適宜修正いただいても結構です。また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。